

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県加世田市

2 構造改革特別区域の名称

砂丘地域再生振興特区

3 構造改革特別区域の範囲

加世田市の区域の一部（万世・小湊海浜地域）

4 構造改革特別区域の特性

本市は、鹿児島県薩摩半島の南西部、県都鹿児島市から約40キロメートルに位置し、総面積94.37平方キロメートルである。市の周囲は大小の山々に囲まれ、総面積の53.9パーセントが森林で、平野は万之瀬川流域に沿って開けているものの、その面積は狭く、シラスの丘陵台地が大部分を占めている。

一方、東シナ海に面した市北西部は、日本三大砂丘の一つである吹上浜の南端に位置し、約5キロメートルの砂丘地帯が南北に帯状に連なっている。

申請区域は、この砂丘地帯を擁する地域であり、温暖な気候と砂質という土壌の特性を活かした農業振興が図られてきている。その代表的な作物として、砂丘らっきょう、葉たばこ、ピーマン、根深ねぎ、かぼちゃ、メロン、トマト、キュウリ、インゲン、ブドウ（デラウエア、巨峰）、温州みかん、きんかん等が挙げられる。

特に砂丘らっきょうは、日本一の早出し産地として、その有利性を生かした販売戦略により関東・京阪神方面を中心に出荷されており、また葉たばこは、砂丘土壌の特性を活かした肥培管理が行われ、鹿児島県下でも有数の高品質葉たばこの産地として知られている。

従来は、この地区には農業の中核的担い手も多く存在し、本市における農業生産の中心地域でもあった。当区域内の農地面積の市内全体に占める割合は、約14パーセントにすぎないものの、農業粗生産額に占める割合は、市内全体の約26パーセントにも達していることからもうかがえるように、土地生産性が極めて高い農業経営が展開されてきた。

しかし一方で、他産業への就労機会の増大に伴う農家の兼業・高齢化、労働力の脆弱化や担い手不足等によって、遊休化・荒廃化した農地が100ヘクタールを超え、同地区内の農地面積の40パーセント程度まで至っており、これらは農業内部だけでは到底解決できない大きな課題となっている。

その結果、栽培面積、生産量、売上額とも減少傾向にあり、販売先のニーズに相応できない構図が生まれている。

一方、海浜地域の自然・空間、風土を活かしつつ、県立吹上浜海浜公園や物産セ

ンター「るびなす」、温泉施設「ゆうらく」、宿泊施設の「さんぱる」やコテージ、多目的交流施設「かせだドーム」、サイクリングターミナル「りんりん」や自転車道、平和祈念館、るびなす観光農園などが整備されている。県立吹上浜海浜公園内にもサッカー場やオートキャンプ場、プール等の施設が整備されている。こうした保養機能やスポーツ・健康機能等を発揮できる施設やスペースが整備され、総称で「ガンバリーナかせだ」¹と名付けられている。これらの施設群や広大なスペースを中心に、年間を通じて各種イベント、スポーツ交流・試合、合宿・研修等が定期的に行われており、また家族や職場グループの語らいや交流、健康づくりの場としての活用もふえており、この地区では毎年県内外から60万人程度、最大で80万人程度の集客が確保されている。

特に、これまで16回開催されてきたサンドクラフト「吹上浜砂の祭典」は、砂の彫刻で作られた砂像群をメインテーマとした、県下でも代表的な統合型イベントとして定着化し、来訪者に多くの夢と感動を与えてきており、最近では多くのリピーターも確保されつつある。

しかし、農業振興への取り組みや集客力の確保、各種のイベント企画が行われている中で、様々な未解決の課題が内在しているのが現状である。

第一には、農産物の生産・販売戦略の問題である。同地区内で生産された農産物の販売ターゲットは、そのほとんどが都市圏の消費者であり、域内でそのまま販売されたり、加工後販売されるのは稀なケースで、またそのシステムも整備されていないのが現状である。

さらに農業生産の技術体系は、ピーマンなど一部の品目を除けば、慣行の栽培方式のままで、消費者が求めている安全・安心追求型になり得ていない状況にある。

第二は、地域内の農業の担い手の問題である。遊休化したままの農地が広範に存在する中で、農地再生後、認定農業者等農家だけの利活用、経営展開には限界があると思われる。さらに域内の耕作者についても地区外からの農家が多く、景観保持や農業環境の保全など、農業生産を通じた環境美化や地域住民との融合に対する規範意識は希薄といえる。

第三は、集客力が経済効果をもたらしているかという点である。相応の集客が見込まれているにもかかわらず、観光資源としての戦略性が欠如していることから、イベントなど一過性の来訪者も多く、地域経済の活性化につながっていると言えない面がある。

第四は、市民農園の拡充への対応である。この間、オーナー制による砂丘らっきょうの市民農園やぶどうのもぎ取り農園が整備され、年々継続してオーナーになる利用者や来園者がふえているものの、地区全体として年間を通して農作業や収穫体験ができる体系になっておらず、利用者やその周辺からは、らっきょうやぶどう以外の品目による農園の設置や栽培管理型のオーナー制市民農園、収穫体験型農園の拡充、新しいタイプの市民参画型の農園設置を待望する声が聞かれるが、設置主体側がこれらのニーズに対応し得ていない構図が生まれている。

第五は、自転車のあるまちづくりとのリンケージの問題である。地区内には、白砂青松の風景に触れたり、バードウォッチングや野鳥のさえずりの場面等に出逢え

るスペースが配置されており、これらに絡めてサイクリングロードが整備されている。しかし、それ以外にも「農のある風景」や「動物との出会いの場」、「海の匂いを感じる渚」など、いわゆる人間の「五感」を体験できるスペースが未利用のまま存在している。今後とも自転車のあるまちづくりを通じて、観光農業機能も加えながら、これらを上手に発掘しうまく活用する中で、食農教育や体験学習の場面、都市と農村との交流・サロンのスポットとしての演出・設定も十分可能と言える。

第六は、課題解決のためのアプローチの面である。これらの課題を解決すべく、さらに新しい目標設定や地域戦略づくりに向けて、平成13年度からの2年間、鹿児島大学との間で「砂丘地域における未利用資源を活用した新たな産業複合化政策の構築」というテーマで共同研究を行ってきている。これまでに有識者や研究者、地元の様々な分野の関係者らによる「砂丘地域振興に関する懇話会」を5回ほど開催し、砂丘地域の現状と振興活性化のための針路について分析・討論を重ねてきている。それでも、その成果を踏まえ地域計画にどうつなげていくかといったアクションプログラムの策定には至っておらず、これからの段階である。

第七は、システムづくりの主体の問題である。これまで当該地区の「地域興し」は、官主導で行われてきたケースがほとんどである。その中には今年5月に開催された「吹上浜砂の祭典」のように、16回目に初めて「民力」を主軸とする運営方式にリニューアルされたケースもあるが、当該地区におけるその他の催事については、未だに官主導のままのものが多いたのが現状である。

要するに、地域内外の資源の共有化や未利用資源の発掘・利活用を念頭においた地域活性化戦略の構築、農業とその他の産業との連関の必要性、他分野への波及といった課題は、問題意識として十分認識されているものの、「民力」を取り入れながらの地域主導型による具体的な施策の構築・展開となると、解決途上又は未解決の状態であり、まだアクションモードにシフトされていないというのが現状である。

1 「ガンバリーナかせだ」の定義

すべての人間が美しい自然の中で、健康で明るく頑張してほしいとの思いと、吹上浜の海「マリーナ」とを組み合わせ、平成12年4月に命名された。海浜地域内の施設やエリアを総称して呼ぶ。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、「砂丘地域再生振興特区」と位置づけ、本市の北西部に位置する砂丘地域の再生・復興を促し、その特性と資源を有効活用する中から、構造改革特別区域法による規制の特例措置を講じつつ、関連事業の推進も併せて行いながら、「産・学・官・民」の知恵と活力を注入する事業を展開することで、農業複合エリアとしての農村文化公園（砂丘文化の再生と農業教育力の発揮エリア）を建設しようとするものである。

その結果として、一つには、農業内部だけでは問題解決につながりにくい砂丘農地の遊休化・荒廃化の解消と、農地の再生による農産物の生産拡大と産地基盤の強化、農外資本や農業関連資本の投入による企業型農業経営の開始、付加価値型農業

の展開，新たな雇用機会の創出，未利用資源の発掘と利活用，新技術の導入による商品開発などによって，地域の代表的な産業であり，文化である砂丘地農業の生産力向上と高付加価値化を実現しようとするものである。

二つには，砂丘地市民農園等の整備・拡充，農林業体験施設の新設，農林産物の域内販売システムの構築，都市と農村とのコミュニティの場の創設等によって，都市農村間の往来による相互理解・交流機能の充実，農業の教育力を高めようとするものである。

このように，当該地区を「構造改革特区」として位置づけながら施策を展開することは，規制緩和という手続きを通じて，全国に多く散在する砂丘地域の改革・活性化のモデルとなり得ることであり，そのシステムを関係地域に発信することが期待できるからである。

すなわち，第一は砂丘という有用資源がもたらす可能性をさらに追求しながら，砂丘をベースとした産業政策と地域政策との統合・一元化によって，「砂丘地域総合政策」の構築が可能ということである。つまり，農業振興と観光振興とを両輪に位置づけた「砂丘産業政策」の構築と，健康増進や福祉向上，スポーツ振興，雇用確保等からなる健康・福祉向上政策や教育振興といった「地域福祉政策」との融合が，構造改革特区として位置づけながら施策展開を図ることで，十分可能となるということである。

第二は，ともすれば内部だけで問題解決を図ろうとする意識を内包している農業サイドにおいて，「構造改革特区」を活用する中で「外部化」を含めた施策を先見的に展開することは，農業サイドの意識改革と活性化につながるが大いに期待できる。つまり，規制緩和措置を講じながら，農外資本の投入や新技術の導入，域外参入による雇成型農業経営の展開等をすすめていくことは，閉塞がちな農家や農業経営にとって大きな刺激となり，新たな経営感覚の醸成や経営の再構築につながっていくことが期待できる。特に雇成型農業経営の構築は，全国の砂丘地域における先駆的な取り組み事例となると思われる。

第三は，「農業の教育力」の再生メカニズムの場づくりとなり得るということである。つまり，地域が主体的に砂丘などの「自然」に働きかけながら，多様な担い手による農業経営の展開，食農交流による農業理解の場の提供，都市農村交流等を推進することは，食料供給機能のみならず，地域保全機能や健康増進機能など農業の持つ多面的機能を，地域全体の合意形成や社会システムの下で，地域や農業の内外から意識的に創出・行動する場を設定・提供することであり，埋もれつつある「農業の教育力」を蘇らすシステムづくりにつながると言える。砂丘地域はそのフィールドとして潜在的なポテンシャルが高く，全国のモデルとなることが期待できる。

第四は，砂丘の「総合力」の創出エリアとしてのモデル化である。本来「砂丘」から受けるイメージは，海や空と一体となったクリーンな三次元の写体のようであり，洗練された広大な風景画のようでもある。ここを利用する人も一様に爽やかなイメージを抱きながらも，その利用目的となれば，様々である。例えば，学校や地域，家庭における自然教育や体験学習の対象エリアとして，サンドクラフトやサンドアートなどの芸術・文化の創造ゾーンとして，さらに「農のある風景」とのふれ

あいの場として、農地を生産手段や労働対象とした経済行為の場として、スカイスポーツやマリンスポーツなどのメッカとしての利用など、砂丘は魅力満載の空間であり、有用資源の宝庫であり、高い生産力をもった"アグレッシブな空間"でもある。

構造改革特区において、砂丘地域の独自性を生かしつつ、これらの自然条件や物的・人的資源、あらゆる生産手段や労働対象等を「総合化」することは、結果として、砂丘という大きな資源が集客力を生み出し、生産性を極め、地域経済力を高めるエネルギーとなり得ることであり、構造改革特区を通じて、砂丘に『プロデューサー』としての役割を演じる機会を与えることである。

さらにこうした取り組みは、学術的には地域連携による総合地域資源科学として、独自の「砂丘学」という研究領域の確立にもつながることが期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特区申請区域内の遊休農地を再生・復元し、多様な担い手による農業参入を取り入れた砂丘地農業を核とする地域産業の再構築と、地域内外の集客力や有用資源を利活用によって、「農業複合エリアとしての機能を備えた農村文化公園」を建設することとし、最終的に砂丘地域の活性化につなげることとする。

(1) 目標達成に向けてのコンセプト

目標を達成するためのコンセプトとして、「食と農の健康」「からだの健康」「こころの健康」というテーマからなる『三つの健康づくり』を追求することとし、それを可能にする基礎的取り組みとして、砂丘地域をモチーフにした「生産者のための農業公園づくり」と「消費者のための農業公園づくり」を段階的に実践していく。

ア、「生産者のための農業公園づくり」の推進

生産者サイドからの取り組みとして、次の5つの点をすすめる。

多様な農業の担い手を育てる場づくり

新たな「農」と「砂」の可能性を研究・発見する場づくり

消費者との交流の場づくり

地域農業をPRする場づくり

地産地消のシステムの場づくり

イ、「消費者のための農業公園づくり」の推進

消費者側或いは利用者サイドの取り組みとして、次の4つの点をすすめる。

砂丘地域における農林漁業を体験する場づくり

世代を越えた食農生涯教育の場づくり

農林漁業を通じたコミュニティの場づくり

農林漁業を通じた健康学習・環境学習の場づくり

(2) 目標達成のための事業展開

ア、多様な担い手の農業参入を想定した遊休農地等の再生・流動化と砂丘地農業のさらなる振興

特区申請区域内には、おおむね250ヘクタールの農地が存在し、そのうち約100ヘクタールにあたる農地が、遊休化ないし荒廃化しているという現状である。

このような農地を加世田市が計画的・段階的に取得し、限界地化しつつある農地については条件整備を施すなどの手立ても想定しながら、認定農業者等をはじめとする農家群や農業生産法人、農業生産法人以外の法人等に貸し出すこととする。これらの農家や法人を砂丘地域における多様な担い手と位置づけながら農業振興を図ることとする。

一方、農業振興方策としては、第一に砂丘地の特性を農業生産に十分に生かすことである、つまり、砂丘の特性である「春先の温度上昇が早い。」「排水性に優れ、地温の日較差が大きく、果実の糖度上昇が得やすい。」「土壌粒子が均一であるため、特に根菜類等は品質性に優れている。」「土壌硬度が均一で表土・心土の差が少なく農作業性に優れている。」などといった優位性をさらに高め、砂丘地の持つクリーンなイメージとうまく絡めながら、農産物としての商品性を高め、砂丘地農業のさらなる振興を図るものとする。

第二に消費者志向や地域ニーズに見合った農業生産技術体系の確立である。生ゴミの堆肥化や輪作体系の確立など、新しい農業技術や土づくり主体の栽培手法を取り入れた資源循環型農業を推進しつつ、さらに加世田市農林技術連絡会や鹿児島県園芸振興協議会、同川辺支部とも連携しながら、減農薬・減化学肥料による砂丘地農業の展開、エコファーマーの育成をめざすものである。

イ 砂丘地観光農園や市民農園の増・開設、スポーツ健康エリア等の創設による都市と農村との交流の促進

平成8年度から、本市内には市やJA南さつま等によって「るぴなす観光農園」が整備され、特区申請区域内にも農作業体験型の砂丘らっきょうオーナー農園やぶどうのもぎとり農園が開設されている。これらは市民農園や観光農園として定着してきており、そのオーナーや入園者の8割程度が鹿児島市内及びその近郊からの家族やグループ等である。

今後、JA以外の法人や地区内に農地を有する生産農家等による市民農園等の開設を段階的にすすめるものとする。具体的には、砂丘らっきょうやぶどう以外の作物によるオーナー制農園や収穫体験型もぎとり農園等、様々なタイプの市民農園等を開設するものとする。

一方、特区申請区域内に設置されている県立海浜公園内のサッカー場、多目的交流施設「かせだドーム」や宿泊施設「さんばる・コテージ」、さらには近隣のスポーツ施設等を媒介として、夏休みなどの長期休暇や週末等を活用したスポーツイベントや交流試合、合宿等が、大学や高校、職場グループを中心に定期的に行われ、定着化してきている。

こうしたイベントに合わせて、かせだドームや海浜公園内で「かせだ大市」と称する物産展も定期的で開催されてきている。今後ともスポーツ・イベントの誘

致・招へいを積極的に推進する一方、これらのイベントに加え、関連企画も併せて展開する。

また、これらの誘致に対する需要の動向によっては、ソフト面だけでなく、ハード面の整備を計画的に行っていくことになる。

事業展開の到達点として、農作業体験や農産物の域内販売などの「農」や「食」による交流、ガンバリーナかせだ内の施設等を活用したスポーツ交流や誘致、イベント等の企画を通じて、都市と農村とのコミュニティの場づくり、都市農村間の相互理解につながることを想定している。

ウ、砂丘地域総合研究ネットワークシステムの構築

本市における砂丘地農業に関する研究が行われていたのは、昭和48年度までである。同年に、鹿児島県農業試験場加世田砂丘試験地が廃止されてからは、砂丘地域を研究領域と位置づけた農業分野の研究は、その後同県を含めて行われていない。最近になって、日本砂丘学会の研究大会や全国らっきょうサミットが当地で開催され、それを機に鳥取大学やJA鳥取いなば等との間で、農業生産における技術開発を含めた情報交流や人材交流等が行われるようになってきている。

一方、サンドクラフト「吹上浜砂の祭典」の日本の発祥地である本市において、第1回開催の翌年には「日本砂像連盟」が設立され、砂像制作の技術普及とイベント企画の一環として、全国へ人材を派遣し、日本各地で新しい砂丘文化の発信を続けている。

このように、砂丘に対するニーズは、農業や観光といった産業分野だけでなく、研究フィールドや催事・イベントといった学術や地域興し、芸術・文化資源としてのニーズや政策提言といった分野にまで注がれてきている。何らかの行動を興したいと名乗りを挙げている主体もあり、私企業や地域興しグループからも積極的な働きかけがなされるなど、今後飛躍的な伸びが期待できる。因みに、地元のNPOからは「地域資源循環型社会の建設」について、砂丘地域をそのモデルエリアとして位置づけ、共同研究を行いたい旨の提案がなされている。

現在、本市と鹿児島大学との間で共同研究を展開中であるが、さらにネットワークを拡げ、地元の農業系の県立高校や当該区域内にある県立病院、隣町に移転整備中の県農業開発総合センターなど市内外の研究機関や教育機関、開発型企業や一般企業とも連携して、産学官及び「民力」による総合共同研究プロジェクトを基本とする砂丘地域における自然・環境・文化・保健・福祉・産業・教育など、多分野にわたる砂丘地域における総合研究ネットワークシステムを構築する。

エ、農産加工や農林業体験施設等の整備及び食農教育支援システムの構築、都市農村コミュニティの創生

農産加工施設については、農産物に付加価値を与えて販売することで、農業経営の有利な展開と高度な商品販売戦力の構築が保証される。整備の段階では生産者や消費者が加工のプロセスを観察できるシステムを導入することとし、「見える工場」タイプの仕様とすることで、食農教育との関連性を持たせる。

一方、農林業体験施設等については、ハーブ園や薬草園、「手作り農産加工道場」や「きのこ舎」など、一年間を通じて農林業の作業体験や農林産加工の体験、農林産物の収穫体験等が可能なハード・システムを創設する。

さらに、砂丘地農業の生産現場での体験や市民農園の活用など、小中高等学校における「総合的な学習の時間」や屋外学習フィールドとしての活用に加え、修学旅行や民間企業等の研修、慰安旅行等の誘致等も併せて行うことで、食農教育支援のほか、都市と農村との交流やコミュニティづくりといった分野まで視野に入れた施策を、積極的にすすめる。

オ、自転車のあるまちづくりのコア・エリアとしての活用

特区申請区域については、本市がすすめる「自転車のあるまちづくり」のコアとなるエリアと位置づける。具体的には、農業生産ほ場や市民農園などの「農のある風景」や、地引き網や潮干狩りなどの「海辺での営み」、バードウォッチングや「サンセットブリッジからの夕日」などの『感動空間』を資源として、「自転車のあるまちづくり」の中にうまく取り入れながら、さらに農産加工施設、農林業体験施設等、いわゆる食農教育支援施設等との関連性を持たせることで、自転車道や駐輪場、休憩施設等の自転車関連施設の整備や関連イベント等の企画・推進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業生産法人以外の法人、農業生産法人や認定農業者といった中核的農家など多様な担い手の参入を想定して、特区申請地内の100ヘクタールにも及ぶ遊休・荒廃農地を段階的に復元・再生し、そこでの新たな農業経営や関連産業を展開していくことは、純然たる農業生産による経済効果のみならず、遊休農地解消による景観保持や地域保全効果、そのための条件整備のための投資効果、都市と農村との交流機会の創出や食農教育の支援など、多大な経済的・社会的・教育的効果をもたらすことが期待できる。

具体的には、まず遊休農地の解消については、1年後の短期的目標として5ヘクタール程度、5年後の中期的目標指標として25ヘクタール程度を見込んでいる。その内訳は、農業生産法人以外の法人等による農業参入面積分が15ヘクタール程度、認定農業者や農業生産法人等による耕作面積の分が7ヘクタール程度、市民農園等の設置面積分が3ヘクタールを予定している。

現在、当該地域における農業粗生産額は概ね8億7千万程度であるが、特定法人による農業参入によって、新たに1億6千万円程度の増加が見込まれ、5年後には10億3千万円程度に達すると推察される。

また農地への新たな投資による経済的効果の場合、復元化された農地での農業粗生産額のほか、生産のための投資費用として、農産物の販売手数料や運搬費用、農地の基盤整備のための費用、農産加工施設や農林業体験施設等の整備に要する費用、自転車関連施設等の整備などの費用、雇用を前提とした農業経営展開の場合の賃金などを含めると、5年後には全体で9億9千万円程度の創出が見込まれる。

一方、当地区内におけるエコファーマーの認定者は現在皆無であるが、5年後には20名を確保できると予想でき。また最近10年間の当地区における新規就農者は8名であるが、今後5年間に3～4名程度の参入も期待できる。

さらに、当該地区への年間集客数も年間平均で6パーセントに当たる4万人程度の増加が見込まれることから、現在の60～80万人程度が、5年後には多い年で84万人程度まで伸びることが期待できる。

このことで、ガンバリーナかせだ内の関連施設の利用者数の増加も当然見込まれることになる。現在の関連施設等の取扱高は1億6千万円であるが、市民農園等の拡充開設分3ヘクタールを含めた関連施設等の取扱高は、5年後には全体で8千万円程度の増加が期待でき、2億4千万円程度に達すると推定される。

これらに、砂丘に関するグッズの開発や加工委託の需要など、市内の商店街の販売額の増加分を3千万程度と見込んで算出すると、新たに市内全体で11億5千万円程度の経済効果が期待できる。

一方、当該地区内の既存の農業者にとっても、新たな経営展開の創出にもつながると思われ、経営規模拡大のための補助事業の導入や新たな融資制度の拡充も可能となる。

さらに、遊休農地の解消は、農業生産のみならず景観保持や保水力の増強による地域保全機能、やすらぎなどの健康増進機能を創出するなど様々な効果をもたらすことにつながる。

加えて、観光農園の利用者や農業を中心とした様々な催事を通じて、都市住民と地域住民との交流やコミュニティの機会が生まれ、都市と農村の住民間の相互理解や農業への理解も深まる。

最終的には、砂丘地域における農業を核とした産業コンプレックスが可能となり、経済的・社会的効果は加世田市やその周辺まで波及することが期待できる。

8 特定事業の名称

1001：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

1002：地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

自然的にも経済的にも社会的にも、さらに文化的にも有利な条件を具備している当該地域において、未利用のままの資源を発掘・再生させ、地域内外の集客力とをうまく融合させながら、農業振興及び農業を核とする新たな産業複合化、地域の活性化を図るため、今回「砂丘地域再生振興特区」として認定を受けることにより、当該地域の総合的な振興・活性化を図るものとする。

(1) 目標達成に向けての推進体制

ア、加世田市構造改革特区推進事業の実施

砂丘地域再生振興特区推進研究会の設置

「砂丘地域再生振興特区」と名付けた構造改革特別区域において、目標達成に向けたベクトルとなり得るマスタープランを作成するため、大学などの学識経験者やJ A関係者、地元商工会議所、地域興しグループ等7名のメンバーからなる「砂丘地域再生振興特区推進研究会」を設置し、その推進を図ってきている。

構造改革特区推進プロジェクト会議の設置

目標達成のためのアクションプログラムを策定するため、本市庁内の推進組織として、助役以下11名の関係部課長等からなる「構造改革特区推進プロジェクト会議」を設置し、具体的な検討をすすめている。

さらに、その下に「構造改革特区推進プロジェクト会議」のメンバーである関係部・課長に、担当者レベル4名を加えた合計6名によるワーキンググループが組織されている。

砂丘地域再生振興特区推進事業（市単独）

砂丘地域再生振興特区として認定された後、特定主体の円滑な参入や事業展開を可能にするため、以下の内容からなる市の単独事業を導入している。

【企業型農業経営計画モデルの策定】

農業生産法人以外の法人による農業経営への参入を円滑にすすめるため、特区申請区域内においてモデルとなり得る企業型の農業経営計画を策定するため、鹿児島県農業・農村振興協会に対し、そのモデルプランの策定を委託する。

【構想具現化のための事例研究】

特区構想を具現化するため、構造改革特区認定地区の先進事例について、砂丘地域再生振興特区推進研究会メンバーを中心に事例研究を行う。

(2) 具体的な事業の導入・展開

ア、遊休農地再生・流動化事業

遊休・荒廃化した農地を農業生産・農業経営が可能になるよう再生復元化するための事業を導入するとともに、多様な担い手に集積するための補助事業等を活用する。

イ、砂丘地農業パワーアップ事業

農業生産における砂丘地の有利な特性をさらに引き出すための資源循環持続的農業及び環境にやさしい農業推進のための補助事業を導入する。

さらに、新規就農者の確保・育成、エコファーマーの養成をJ A等と一体的に展開する。

ウ、砂丘地市民農園拡充事業

ガンバリーナかせだをコアとし、その内部及び周辺に砂丘地域で栽培される多彩な作物と多様な設置者による市民農園等をサテライトとして配置し、市民参画型の農業生産・農業体験をサポートする事業を展開する。

エ、スポーツ健康エリア等創設事業

サッカーやマリンスポーツ、オートキャンプなどスポーツを中心とした「夢・汗・体感エリア」を整備するためのソフト・ハード事業を導入する。

オ、砂丘地域研究総合ネットワークシステム推進事業

砂丘地域の振興活性化、さらに砂丘地域を発信源とする地域戦略を構築するための、農業や農業分野以外も含め多分野にわたって総合的に研究するネットワークを「産・学・官・民」一体で築いていくための事業を実施する。

カ、農産加工・農林業体験施設等整備事業

砂丘らっきょうなど農産物を地元で加工し販売するシステムづくりのための農業の高付加価値創出を支援する補助事業を導入する。

年間を通じて農作業や収穫体験を可能にする市民農園等の設置を含めた農林業体験施設を整備するための補助事業も、併せて導入する。

キ、食農教育支援システム推進事業

当該区域の農業生産現場や「見える工場」タイプの農産加工施設、市民農園等を活用した食農教育を推進・支援するための事業を展開する。

ク、都市農村コミュニティ創生事業

ガンバリーナかせだをベースとし、様々なイベント企画や交流・健康づくり等の機会を演出しながら、都市と農村の生活者とのコミュニティづくりを行う事業を展開する。

ケ、自転車のあるまちづくりコア化推進整備事業

当該地区内の様々な自然資源や整備施設等をうまくリンケージさせた自転車関連施設を整備するための補助事業を導入する。

<p>別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容</p>

別紙（特定事業番号：1001）

1 特定事業の名称

番 号：1001

特定事業の名称：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加世田市

特区内の農地を借り受けて農業経営に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

農地等を貸し付ける主体は、構造改革特別区域内で特区の認定を受けた市とする。

農地等の貸付けを受けて農業経営に参入する主体は、上記2に記載の特定法人とする。

（2）事業が行われる区域

加世田市内の一部

（3）事業の実施期間

上記3に記載の適用開始の日から

（4）事業により実現される行為等

農業生産法人以外の法人は、加世田市と協定を締結するとともに、加世田市農業委員会の許可を受けて、貸付主体である加世田市から借り受けた事業が行われる区域内的の農地において、認定後事業を開始することとする。農業生産法人以外の法人による農業参入について、5年後には数法人（特定されている法人を含む）で15ヘクタール程度を見込んでいる。

貸付主体である加世田市は、当該法人が農業経営を行うことを予定する農地の取得を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

本市全体の農業の担い手不足は深刻であり、こうした傾向は当該地区も例外ではなく、世界農林業センサスによると、同地区内の平成2年の農家数は359戸であったが、10年後の平成12年には229戸まで減少している。

一方、農家の高齢化も一層進行し、平成12年の同調査によれば、当該地区の農家人口は714人で、そのうち65歳以上の人口は265人と、全体の37.1パーセントを占めている。一方、平成7年の同調査の時点では、農家人口が927人、そのうち65

歳以上の農家人口は315人で、全体に占める割合は34.0パーセントとなっている。

さらに農家人口の減少率についても、当該地区全体が23.0パーセント（213人）であるのに対し、65歳以上の場合15.9パーセント（50人）にとどまっている。農家の高齢化が数字の上でも進んでいることが明らかである。

こうした傾向は、地区内の農地の遊休化につながっている。因みに、平成5年度の遊休農地等の面積は、74ヘクタール程度であったが、10年後の平成15年度には、その1.3倍にあたる100ヘクタール程度が遊休・荒廃化する結果となっている。

そこで、こうした状況の中で、今後の農業観測に鑑み、地域農業の継承のために担い手をどう確保すべきかと勘案するとき、農家や農業生産法人など農業内部では到底課題解決に至らない領域に達していると言える。そのため農業サイド以外からの参入など農外分野にも活路を見い出しながら、地域全体の課題と位置づけていくべきである。

具体的には、農地の遊休化解消目標として、1年後の短期的指標として5ヘクタール程度、5年後の中期的指標として25ヘクタール程度を見込んでいる。

別紙（特定事業番号：1002）

1 特定事業の名称

番 号：1002

特定事業の名称：地方公共団体又は農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・当該市民農園等開設者に農地の貸付けを行う市
- ・特区内の農地を借り受けて市民農園等を開設する地方公共団体及び農業協同組合以外の者
- ・特区内の農地所有者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

当該市民農園等開設者に農地の貸付けを行う市

特区内に農地を所有し、市民農園等を開設する農家等（農業者又は農業生産法人）

特区内の農地を借り受けて市民農園等を開設する地方公共団体及び農業協同組合以外の者

（2）事業が行われる区域

加世田市内の一部

（3）事業の実施期間

上記3に記載の適用開始の日から

（4）事業により実現される行為等

（2）内の農地の所有者は、加世田市と協定を締結するとともに、加世田市農業委員会の承認を受けて、当該地域において、5年後には1.5ヘクタール程度の市民農園等を開設する。

（2）内に農地を所有しない者は、加世田市と協定を締結するとともに、加世田市農業委員会の承認を受けて、加世田市から借受けた（2）内の農地において、1年後には0.6ヘクタール、5年後には1.5ヘクタール程度の市民農園等を開設する。

加世田市は、当該の農地の非所有者が市民農園等の開設を予定する農地の取得等を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

本市全体の農業の担い手不足は深刻であり、こうした傾向は当該地区も例外で

はなく、世界農林業センサスによると、同地区内の平成2年の農家数は359戸であったが、10年後の平成12年には229戸まで減少している。

一方、農家の高齢化も一層進行し、平成12年の同調査によれば、当該地区の農家人口は714人で、そのうち65歳以上の人口は265人と、全体の37.1パーセントを占めている。一方、平成7年の同調査の時点では、農家人口が927人、そのうち65歳以上の農家人口は315人で、全体に占める割合は34.0パーセントとなっている。

さらに農家人口の減少率についても、当該地区全体で23.0パーセント（213人）であるのに対し、65歳以上の場合15.9パーセント（50人）にとどまっている。農家の高齢化が数字の上でもすすんでいることが明らかである。

こうした傾向は、地区内の農地の遊休化につながっている。因みに、平成5年度の遊休農地等の面積は、74ヘクタール程度であったが、10年後の平成15年度には、その1.3倍にあたる100ヘクタール程度が遊休・荒廃化する結果となっている。

そこで、こうした状況の中で、今後の農業観測に鑑み、地域農業の継承のために担い手をどう確保すべきかと勘案するとき、農家や農業生産法人など農業内部では到底課題解決に至らない領域に達していると言える。そのため農業サイド以外からの参入など農外分野にも活路を見い出しながら、地域全体の課題と位置づけていくべきである。

具体的には、農地の遊休化解消目標として、1年後の短期的指標として5ヘクタール程度、5年後の中期的指標として25ヘクタール程度を見込んでいる。

一方、当該地区には年間60万人、多い年で80万人の集客が見込まれ、この間オーナー制による砂丘らっきょうの観光農園やぶどうのもぎ取り農園が整備され、年々継続してオーナーになる利用者や来園者がふえている。因みに、平成8年度に開園した砂丘らっきょうの観光農園の区画数は、当初88区画であったが平成14年度には160区画まで拡充されている。ぶどうの観光農園についても、平成15年度新たに巨峰のぶどう園がオープンする。

ところが、利用者側からは砂丘らっきょうやぶどう以外の品目による栽培管理型のオーナー制農園や収穫体験型農園など新しいタイプの市民農園等の設置を待望する声が多く聞かれることから、当該地区内の農家や農業生産法人、農業生産法人以外の法人など、多様な設置主体による多彩な市民農園等の設置をすすめ、利用者のニーズに対応し得る観光農業の展開をめざすものである。

そこで、遊休農地等を再生復元化し、市民農園として活用するため、1年後の短期的目標として60アール程度、5年後の中期的目標として300アール程度の市民農園等の開設を目標としている。